

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和5年9月25日午前9時南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 13名

2. 出 席 委 員 13名にしてその氏名は次のとおり

1 番 高橋 善一	2 番 高橋 隆	3 番 山岸 誠
4 番 黒澤 ちよ子	5 番 本間 仁一	6 番 青木 憲一
7 番 浅野 厚司	8 番 伊藤 圭一	9 番 神尾 篤志
10番 朝倉 善則	11番 鈴木 正徳	12番 渡沢 寿
13番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 山内 美穂
同 上 事務局 長 補 佐 佐藤 秀之
同 上 農 地 係 長 嶋貫 信一郎

4. 付 議 事 件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第12号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	議第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7	議第39号 非農地証明願に対する可否について

5. (開会：ときに午前9時)
会議の要領 令和5年9月19日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、13名であります。
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。
3番 山岸誠委員、4番 黒澤ちよ子委員2名を指名いたします。

会議録署名委員 3番 山岸 誠 委員
4番 黒澤ちよ子 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 日程第4 報第12号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第12号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年8月28日付け農第436号で、南陽市長から本委員会に対し、令和5年10月1日付けで1件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

山内事務局長 ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第12号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が14件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、報第13号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページから6ページになります。

　3ページからご覧ください。

　1番、2番につきましては、中間管理事業の解約になります。やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 現況田 合計3,050㎡を、耕作者の経営移譲のため、合意解約するものです。

　3番、4番につきましても、中間管理事業の解約になります。やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1,010㎡を、耕作者の経営移譲のため、合意解約するものです。

　5番、6番につきましても、中間管理事業の解約になります。やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外8筆 田 合計22,005㎡を、耕作者の経営移譲のため、合意解約するものです。

　7番、8番につきましても、中間管理事業の解約になります。やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計2,575㎡を、耕作者の経営移譲のため、合意解約するものです。

　9番、10番につきましても、中間管理事業の解約になります。やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外7筆 田 合計14,040㎡を、耕作者の経営移譲のため、合意解約するものです。

　11番、12番につきましても、中間管理事業の解約になります。こちらは、漆山基盤整備事業のため、やまがた農業支援センターを介した、▲▲の■■■■さんの自作地分の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 現況田 284㎡を、基盤整備事業で15年以上の契約期間を確保する必要があり、再契約が必要となったため、一旦、合意解約するものです。

　13番につきましては、賃貸人 お亡くなりになりました■■■■さんの相続人代表の■■■■さんと▲▲のお亡くなりになりました■■■■さんの相続人代表の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆畑 18,001㎡を、賃借人の相続人からの申出により、合意解約するものです。

嶋貫農地係長 14番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外31筆 田が9,057㎡ 畑が
7,835㎡ 合計16,892㎡を、公共事業で買収になるため、合
意解約するものです。
以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。
…………なしの声…………

13番 14番の公共事業の内容を教えてください。

(安達芳紀委員)

嶋貫農地係長 吉野川の河川改修事業の残土置き場と伺っております。
県では吉野川の流域で残土置き場を確保してきましたが、足りなくな
り、■■■■さんが借りていらっしゃるところに、今回申し出があり、
公共事業に協力する形で話がまとまったと伺っています。

13番 とりあえずは残土置き場という形で、その後の話まではまだ出ていま
(安達芳紀委員) せんか。

嶋貫農地係長 県の公共事業買収では転用等も必要ないため、その後の話までは特段
なく、買収がある事実のみ伺っています。

高橋会長職務代 今の話ですが、地元の説明会の中で、残土を盛った上に50cm程土を盛
理 って管理するという話があったようです。

この場所になった理由はこの面積が決め手で、他にも候補地はありま
したが、その土地は20名程地権者がいたため、今回の申請地に決定し
た経緯があったようです。

進捗としては、測量は終了していて、11月早々にも工事を始めたい
という話です。

議長(高橋会長) その他何かございますか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声が有りますので、報第13号は了承いただいたものと認
めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第38号「農地法第3条の規定による許可申請に
対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第38号「農地法第3条の規定による許可
申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転6件、
使用貸借件4件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を
決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第38号について、ご説明申し上げます。議案書は7ページから9ページになります。

はじめに、7ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外5筆 畑 合計2,361㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 152㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 42㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 838㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 838㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外8筆 畑 合計1,563.91㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、8ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

7番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑 1,058㎡を新規の5年契約となっております。

8番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑 145㎡を新規の5年契約となっております。

9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外25筆 田が20,259㎡ 畑が12,687.86㎡ 合計32,946.86㎡を新規の10年契約となっております。

10番につきましては▲▲の■■■■さん外1名と▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外3筆 田 合計24,930㎡を新規の10年契約となっております。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第38号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

1番の現地調査については、長谷部修推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 9月21日に長谷部推進委員よりご報告いただいています。
全耕作地とも牧草地となっております、その一部▲▲の▲▲については果樹の苗木が数本植わっているとご報告いただいております、周辺農地への影響もないと確認いただいています。
以上です。

議長(高橋会長) 次に、2番及び3番の現地調査について7番 浅野厚司委員より報告をお願いします。

7番 本日確認してまいりました。
(浅野厚司委員) 両方とも耕作はされておりましたが、管理されておりました。3番にはたい肥が置かれており、これから耕作をするような様子が確認できました。周辺農地への影響はないと確認いたしました。

議長(高橋会長) 次に、4番及び5番の現地調査について、倉田健三推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 4番5番につきましては、後々の財産整理のためにも交換したいと申し出があったもので、交換のご相談をいただいた際に、事務局で現地を確認しています。
両方とも耕作されておまして、周辺農地への影響はないことをご報告いたします。

議長(高橋会長) 次に、6番の現地調査について、3番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

3番 9月22日に現地調査をしてまいりました。
(山岸誠委員) 作付けはされておりましたが、草刈りなど管理されておりました。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長) それでは始めに、議第38号 6番の案件について、審議いたします。
ここで、2番 高橋隆委員の退席を求めます。

……………高橋隆委員退席……………

議長(高橋会長) これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) ここで、2番 高橋隆委員の復席を求めます。

…………高橋隆委員復席…………

議長(高橋会長) 次に、議事参与案件となった6番を除く所有権移転5件、使用貸借件4件の9案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの6番を除く9案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、6番を除く9案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第39号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、議第39号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。

　事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただいま提案されました、議第39号につきまして、ご説明します。議案書10ページをご覧ください。

　1番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目 畑353mが、昭和61年から住宅敷地の一部として利用し、現在に至っているものです。

　申請地の南側半分は耕作できる状態の部分もありましたが、住宅敷地と一体的に利用され、住宅が建っている部分は、耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

　2番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外3筆 登記地目 畑 合計266㎡が、昭和62年から住宅敷地の一部として利用し、現在に至っているものです。申請地は、旧住宅が取り壊され、新しい住宅の建築が始まっており、申請地は耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。以上です。

議長(高橋会長) 　ここで、現地調査について、10番 朝倉善則委員より、報告をお願いします。

10番 (朝倉善則委員) 　9月19日、私と鈴木正徳委員、山内事務局長、嶋貫農地係長の4名で、非農地2件の現地調査を行いました。

　1番については、先程の係長の説明にあったとおりで、問題ありませんでした。

　2番については、現地確認に行ったところ新しい住宅が既に建設中でありまして、地目が畑の部分は地目変更後に家を建てる必要があったことから、始末書の提出を求めるよう事務局に依頼しました。

　申請人は宅地だと思って建築を始めてしまったようで、今後法令をきちんと守りますのでこの度の申請はよろしく申し上げます、との始末書を提出されたことを先程確認しました。

　以上です。

議長(高橋会長) 　これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和5年9月19日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午前9時26分)